

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのためには、経営環境の変化を適時に捉え、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な経営課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を重視した経営を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社山陰合同銀行	33,000,000	33.79
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	6,839,200	7.00
楽天証券株式会社共有口	5,699,800	5.83
イナガワ ヒロキ	5,489,937	5.62
日本郵政キャピタル株式会社	1,563,000	1.60
新井 友行	1,024,100	1.04
利根沢 正之	800,600	0.81
GLOBAL SHARES EXECUTION SERVICES LIMITED CLIENT ASSET ACCOUNT MONSTARLAB (常任代理人 大和証券株式会社)	755,750	0.77
株式会社SBI証券	687,644	0.70
株式会社山陰合同銀行(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	675,600	0.69

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項は特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
浅田 信博	他の会社の出身者													
吉田 憲史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅田 信博				金融業界等でのキャリアを経て、システム開発会社を創業、経営し、大手上場企業に売却した経験を有しております。その他、スタートアップから成長企業まで、多数の企業において取締役や顧問として経営戦略の策定や組織運営に貢献し、企業価値向上に寄与してきました。当社のさらなる発展において、経営者としての視点と、幅広い業界ネットワークを活かした意見や提言を行っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任いたしました。
吉田 憲史				監査法人トーマツでの監査業務をはじめ、公認会計士及び税理士として独立後も、複数の企業で監査役を歴任し、財務及びガバナンス分野において豊富な経験を有しております。また、事業会社の経理責任者・管理責任者として経営にも携わり、実務に基づいた財務戦略や経営管理に関する実践的かつ多角的な視点を備えております。 当社の持続的な成長及びガバナンスの強化に向け、同氏の財務・監査に関する専門的知見と経験を活かし、的確な助言・提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者として選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしております。

監査等委員より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の使用人は、所属長の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、良質な企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査(監査等委員監査、会計監査、内部監査)を実施し、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を図っております。

監査等委員会と内部監査室は相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携をおこなっております。

また、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人との間で、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点や今後の経営課題に関して、意見

交換が行われております。

上記を踏まえ、原則四半期毎に三様監査情報連携を行い、各監査間での監査計画・監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上と当社に貢献のある取締役、従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上に対する意欲と士気を高めるため、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会決議により取締役及び取締役(監査等委員)の限度額を決定しております。取締役の報酬額については取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

ファイナンスオフィスより、取締役会の開催に際して、事前に議題及び関連資料を社外役員含む全取締役に送付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定する機関として、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常業務の活動方針を審議する経営会議を設置しております。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名で構成されております。そのうち3名は監査等委員である取締役であり、これら3名のうち2名は社外取締役です。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令または定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議および決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役(監査等委員)3名で構成されており、委員のうち2名が社外取締役であります。毎月開催される監査等委員会に加え、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催しております。各監査等委員は取締役会への出席や重要な書類の閲覧などを通じて、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査等委員は、監査等委員会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、監査等委員会にて情報を共有しながら、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(3) 会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(4) 経営会議 (Pre-Board Meeting)

当社では、常勤取締役、監査等委員である取締役、CFO、CEOオフィス長が参加する経営会議を設置しております。経営会議は取締役会決議事項の事前審議、事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査等委員3名(うち社外取締役2名)の体制であります。社外取締役は、監査等委員会による監査機能および当社経営に対する監督機能の強化において重要な役割を担っています。当社の事業規模やスピードを勘案し、監査等委員会設置会社への移行により社外取締役による経営への監督機能を一層強化するとともに、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び業務執行のさらなる迅速化を図ることが、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に繋がるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知作成の早期化等の社内体制の整備を行うなど株主総会招集通知の早期発送を心がけています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んで参ります。事務日程、会場の予約状況を勘案の上、開催日を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを導入しています。
招集通知(要約)の英文での提供	現状、全ての議案について英訳版を用意し、外国籍の株主へ配信しております。今後も継続して提供していく予定です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社のホームページ上のIR専用ページに、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ファイナンスオフィスを担当部署としております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社ホームページ上のIR専用ページに公表することを検討しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大の最大要因であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	検討すべき事項として取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程に基づいて、モンスターラボグループコンプライアンス行動指針を策定し、モンスターラボグループ全ての役員及び社員に対する、企業倫理に関する具体的行動指針とします。また、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令、定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

コンプライアンス体制の構築・維持については、CFOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたります。なお、法令遵守に関する社内教育・研修は総務チームと連携して行うものとし、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことによりコンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンス意識を醸成するものとします。

内部監査については、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役社長に報告するものとします。

より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内に定める内部通報規程に基づき、法令違反、社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報窓口を設置し、社内周知の上、運用するものとします。また、通報内容については、速やかに調査を行い、コンプライアンス是正のための措置を講じるものとし、通報したことを理由として、通報者に対して不利益となる取り扱いはいりません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、CFOを執行責任者とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理をするものとします。なお、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、執行責任者はその要請に速やかに対応するものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は経営上のリスクの分析及び対策の検討については、リスク管理規程に基づき、経営会議において、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対策を講じます。リスクの回避及び軽減等に必要の対策を講じるとともに、講じた対策が有効であるか定期的に評価するものとします。

情報セキュリティ及び個人情報管理にかかるリスクについてはCFOを委員長とするセキュリティ委員会において管理体制の強化を図ります。

なお、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を最高責任者とする体制をとり、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものとします。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行い、主要な指標については、進捗管理を行うものとします。

定時取締役会については月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものとします。また、経営会議については月2回開催し、日常の業務執行の確認や協議を行っており、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

5. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務管理のため、関係会社管理規程を制定するとともに統括的に管理を行う取締役を任命し、職務の執行にかかわる重要な事項の報告を義務付ける等、厳正な指導、監督を行う。

子会社から毎月の業況を当社取締役会に報告させ、計画の進捗管理を行う。

子会社の損失のリスク等については、リスク管理規程に基づき、リスク管理を行う。

監査等委員会及び内部監査担当者は、子会社等の重要な業務運営について、法令および定款に適合しているか、監査を実施し、その結果を報告する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査業務に係る指揮命令を受けた特定の使用人は、所属長の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとします。

8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見を表明します。

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき等は、監査等委員会もしくはファイナンスオフィスに報告するものとします。

監査等委員は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるとともに、監査等委員会の社内の重要な会議への出席を拒まないものとします。

また、監査等委員会は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとします。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応をファイナンスオフィスで一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をします。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システムに関する基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた際の対応をファイナンスオフィスで一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をすることとしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力への対応部署をファイナンスオフィスとし、対応者を複数名置き、責任者は法務グループ長が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、直ちに法務グループに報告し、金銭その他の経済的利益を提供することがないよう対応すること、応対後は速やかに警察へ届け出ること、組織として対応し対応者を孤立させない事を「反社会的勢力被害防止対応マニュアル」により定めております。ファイナンスオフィスでは、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。また、取引先との契約締結時には、あらかじめ当該取引先が反社会的勢力と関わりがないかどうかを確認し、契約書に反社会的勢力排除条項を規定しております。

c. 反社会的勢力チェックの方法

各部署において、新規に取引等を始める際には、取引担当者はファイナンスオフィス法務グループの担当者に反社会的勢力チェックを依頼します。ファイナンスオフィス法務グループの担当者は、反社チェックマニュアルに基づき、「リスクアナライズ(Risk Analyze)」を用いた記事検索にて行っております。法人は、社名と代表者名、個人は、個人名で検索し、反社会的勢力との関連性を示唆する記事が無い確認しております。検索結果が1件以上ある場合は、表示された内容を確認し、さらに詳細を確認する必要がある場合はGoogle検索で事実確認を行っております。既存

